

令和 6 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

勝山市福祉課

I 社会福祉法人指導監査の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）に基づき、平成25年4月1日より社会福祉法に定める社会福祉法人に関する権限の一部が県から市へ移譲されたことに伴い、社会福祉法人の指導監査についても平成25年度より市の所掌事務となった。

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

令和6年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、国が示した指導監査ガイドライン及び県が作成した指導監査調書等に基づき、以下の項目を重点項目として実施した。

1. 経営組織のガバナンスの強化
2. 事業運営の透明性の向上
3. 財務規律の強化
4. 資産管理

II 社会福祉法人に係る指導監査結果

1 指導監査の実施状況

勝山市所管社会福祉法人10法人のうち3法人に対して指導監査を実施した。その結果、3法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

○社会福祉法人の指導監査実施状況および結果

指導監査の実施状況		指導監査の文書指摘・口頭指摘状況		
対象数	実施数	文書指摘・口頭指摘有り	左記のうち文書指摘有り	文書指摘・口頭指摘無し
10	3	3	3	0

2 文書指摘・口頭指摘事項の延べ件数

文書指摘事項および口頭指摘事項の内容別件数（延べ件数）は、次のとおりである。

指 摘	組織運営							管 理						合計
	定 款	役 員 構 成 等	評 議 員 ・ 評 議 員 会	理 事 ・ 理 事 会	監 事	そ の 他	計	事 業	人 事 管 理	資 産 管 理	会 計 管 理	そ の 他	計	
文書指摘				1						1	10			
口頭指摘										1	14			
計				1						2	24			

※文書指摘：「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求めるもの

・口頭指摘：軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、

「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行うもの

【ただし、口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮

する必要がある。（実施要綱の5の（1））とされており、指導監査に関するQ&Aにおいても、

「所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うこと

を妨げるものではない。」と示されていることから、当市においては、口頭指摘及び助言についても

公文書で通知している。】

3 主な文書指摘・口頭指摘事項

文書指摘及び口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

（1）組織運営

① 定款

該当事項なし

② 役員構成等

該当事項なし

③ 評議員・評議員会

該当事項なし

④ 理事・理事会

- ・評議員会の議決により、理事、監事が選任されているが、社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項において定められた、理事、監事候補者が欠格事由に該当しない旨を判断できる書類が整備されていない。履歴書、誓約書等により欠格事項に該当しない旨を確認後、評議員会の議案とすること。

⑤ 監事

該当事項なし

⑦ その他

該当事項なし

(2) 管理

① 事業

該当事項なし

② 人事管理

該当事項なし

③ 資産管理

- ・消耗器具備品費として、10万円以上のパソコン本体及び設定費用が計上されているが、経理規程では10万円以上の資産は固定資産計上が必要となるため、本体及び設定費用で10万円以上となる場合には、経理規程に基づいて資産計上すること。
- ・令和4年度に車両が寄贈され、事業活動計算書の特別増減の部に、固定資産受贈額として収益計上し、当該金額に自己負担金額を加算した車両運搬具が貸借対照表に資産計上されているが、受贈額の根拠資料が保管されていない。寄付資産と寄付金収益の金額を算定するための根拠資料については、その算定方法や金額の妥当性が判断できる資料を保管する必要があるので留意すること。

④ 会計管理

ア 予算

該当事項なし

イ 規程・体制

該当事項なし

ウ 会計処理

- ・保育料の未収金は、事業未収金として会計処理を行うこと。

- ・貸借対照表に長期預り金積立資産として計上している人件費積立金、修繕積立資産、備品等購入積立資産、施設整備等積立資産は、それぞれの積立目的を示す名称で貸借対照表に計上すること。
- ・処遇改善等加算の会計処理について、令和５年度の施設型給付費収入として収益計上している一方で、令和６年６月に職員に支給する処遇改善分の賃金は、令和５年度には費用計上していないため、法人の適切な損益（当期活動増減差額）を算定することが出来ない状態となっている。同一年度に発生した収益と費用は、同一年度の事業活動計算書に計上すること。
- ・経理規程第では、毎月末日における月次試算表を作成し、翌月２０日までに統括会計責任者に提出しなければならないこと、翌月２５日までに会長に提出しなければならないこととされているが、月次報告書には会長への報告日付がなく、また、試算表のアウトプット日付が翌月２５日を超えた日付のものが散見されたため、経理規程などの内規で期限が定められている報告については、報告日付を記載すること。なお、月次報告については経理規程に則って実施する必要があるため、経理規程で規定される日付等が、経理実務上困難な場合には、法人としてあるべき規定に改定することも検討すること。
- ・厚生労働省が公表する社会福祉法人会計基準第４条第４項では「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日において徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。」とされており、不納欠損処理や債権の滞納が増えるようであれば、徴収不能引当金を計上することについて検討すること。
- ・経理規程では「会計職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、当座預金については差額がある場合には、当座預金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない」とされているため、差額の原因を調査すること。また、差額ではないことが判明した場合には、取引金融機関の残高と帳簿残高が一致したことが判断できる書類として保管すること。
- ・経営事業の貸借対照表には、減価償却引当資産と減価償却引当積立金が計上され、減価償却引当資産は、将来の経営事業における資産取得のために保有している。減価償却引当積立金は明細書に計上されているが、減価償却引当資産が計上されていないため、減価償却引当資産も明細書に記載すること。

エ 会計帳簿

- ・小口現金について、経理規程には、「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高と照合し、会計管理者に報告しなければならない」と規定されているが、「残高と帳簿残高と照合」は確認できるが、「会計管理者に報告」の確認ができない。出納簿に「残高と帳簿残高と照合」が行われたこと、「会計管理者に報告」が行われたことが分かるように記録に残すこと。
- ・法人名義で所有するスポーツ共済口座について、保護者負担の保険料については、預

- かりと支払いの会計処理が行われているが、園児が怪我をした際に受領する保険料、保護者への支払いは、法人において会計処理がされていない。スポーツ共済は法人名義での契約であり、保険料の受け取り（預り金で受取の会計処理）と保護者への支払い（預り金で支払の会計処理）についても法人の取引として会計処理を行うこと。
- ・ 経理規程では、「会計責任者は、毎月、期日通りの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限通りに履行されていないものがある場合には、延滞なく統括会計責任者に報告し、措置に関する指示を受けなければならない」とされている。期限通りに履行されていない債権については、統括会計責任者に報告する必要があるため、事務処理の効率性の観点から、どのような方法で、どのような項目を報告するか等を検討すること。

オ 決算及び計算関係書類

- ・ 国庫補助金等特別積立金について、法人単位貸借対照表、法人単位事業活動計算書、国庫補助金等特別積立金明細書が一致するように作成すること。
- ・ 令和４年度と令和５年度の引当金明細書の賞与引当金の当期減少額として「その他」の減少額が計上されているが、その使途は賞与の支給であり、それは、賞与引当金の目的に基づいた取り崩しとるため、当期減少額の「目的使用」の欄に記載すること。
- ・ 令和４年度の事業未払金明細書と立替金明細書が貸借対照表と一致していないため、貸借対照表の勘定明細は貸借対照表の勘定残高と一致させること。

⑤ その他

該当事項なし

4 主な助言等

- ・ 定款、役員等の報酬等の支給基準、計算書類等、現況報告については、原則として法人のホームページに掲載することになっている。これらの内容については所管庁への報告により、「WAMNET」上で公表されているが、法人のホームページで閲覧が容易にできるように配慮することが望ましい。
- ・ 各種規程の制定からかなりの年数が経過しているため、現状と合っているか今一度確認されたい。

以上